

農地を相続したら、登記・届出をお願いします

問 農業委員会事務局（産業振興課内） ☎92-7945

将来、農地を次の世代にトラブルなく引き継ぐため、農地の所有者が亡くなったときは、相続登記（所有者の名義変更）を行ってください。

また、農地を相続した方は、農業委員会へ相続した旨の届出をお願いします。

※令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化され、改正法施行以前の相続についても、改正法が施行されてから3年以内の相続登記が必要となります。

令和5年度 家庭用浄化槽維持管理費補助金について

申問 建設課 上下水道係 ☎85-8435



町では公共下水道の未整備区域に設置している家庭用の合併処理浄化槽を管理している方に対し、維持管理等に要する経費の一部について、管理者の負担軽減及び適切な維持管理の促進を目的に補助金を交付します。

▽内容

対象区域	公共下水道の未整備区域（公共下水道の整備区域については建設課で確認できます）	
対象者	①専用住宅または併用住宅（延床面積の1/2以上が居住住宅）に10人槽以下の合併処理浄化槽（BODの除去率90%以上であり、放流水のBODが20mg/l以下の機能を有するもの）を設置されている方 ②町税等を滞納していない方 ③令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間に法定（11条）検査（1回）、保守点検（6回）及び清掃（1回）を実施された方	
補助の項目	合併処理浄化槽の部品の修理に要した経費に対する補助	保守点検、清掃等の維持管理に要した経費に対する補助
補助金額	年1回 10,000円（上限）	27,000円/年（※1に該当する方のみ）
申請期間	修理完了日～令和6年3月31日	令和5年4月1日～令和5年9月30日
申請に必要な主な書類	支払ったことを証明する書類（領収書等）写し 等	令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間の ①浄化槽清掃記録票（1回分） ②浄化槽保守点検表（6回分） ③法定（11条）検査結果（1回分） ①～③の写し 等

※1 保守点検、清掃等の維持管理に要した経費に対する補助

人槽区分	使用人数（※2）	補助金額
5～6人槽	2人まで	27,000円/年
7～8人槽	3人まで	
10人槽	4人まで	

※2 令和5年3月31日を基準日とし、当該の家庭用浄化槽を使用する世帯の構成員数とする。なお、使用する世帯が二世帯以上ある場合は合算した人数とする

▽注意事項

この補助金は、公共下水道が整備されたときには対象外となります。

▽お願い

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用されている方は補助の対象となりません。家庭用浄化槽設置整備事業補助金制度を利用した合併処理浄化槽への転換のご検討をお願いします。

安心の永代供養制度

**お墓・樹木葬
納骨堂**

資料請求
承ります

多段式納骨壇「光」好評受付中

永代供養タイプ（5寸2柱）

最下段 新価格!

50万円

使用料

65万円

※管理料 / 年間8,800円（税込）
※期限 / 最終埋葬者納骨後20年
※収蔵数 / 5寸壺2柱

広告

有料広告

●福岡県知事許可60公第557号・墓地経営許可60公第693号・(公社)全日本墓苑協会会員●事業主体 / (公財)太宰府メモリアルパーク●開園年月 / 昭和63年3月●総区画数 / 14,000区画●天空院光総区画数 210区画

☎0120-84-7711

初めの方もお気軽にご相談ください

〒818-0134 太宰府市大字大佐野字野口807-128

鳥栖アウトレットから 車で約25分

筑紫野1Cから 車で約10分

太宰府1Cから 車で約10分

令和5年度 家庭用合併処理浄化槽・雨水貯留タンクの設置補助について

申問 建設課 上下水道係 ☎85-8435



家庭用合併処理浄化槽設置補助

町では、し尿や生活雑排水をきれいにする合併処理浄化槽の設置を推進しており、設置された方にその費用の一部を補助しています。

また、合併処理浄化槽への転換促進を目的に、今年度より補助内容を拡充しました。

■ 拡充内容

- ① 単独処理浄化槽撤去費用補助の補助限度額の増額
- ② くみ取り便槽撤去費用補助の追加
- ③ 転換に係る宅内配管工事費用補助の追加

■ 対象

- ① 家庭用の合併処理浄化槽（5人～10人槽）を設置される方
- ② 補助金交付決定後に着工し、令和6年3月10日までに設置完了される方
- ③ 国庫補助指針及び町が定めた要綱基準に沿って設置される方
- ④ 公共下水道事業認可区域以外の方（公共下水道事業認可区域とは、数年のうちに下水道が整備される区域のことで、建設課で確認できます。）

■ 補助額 下表のとおり

人槽区分	補助限度額（円）
5人槽	332,000
6人槽	414,000
7人槽	
8人槽	
9人槽	548,000
10人槽	
単独処理浄化槽撤去費用	120,000
くみ取り便槽撤去費用	90,000
宅内配管工事費用	300,000

雨水貯留タンク設置補助

雨水貯留タンクは、建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留し、河川や水路などへの流出を抑制するとともに、庭木等への散水用水として活用する施設で、予算の範囲内で雨水貯留タンクの設置費用に対する補助を行っています。

■ 対象

- ① 貯留容量が100リットル以上の雨水貯留タンクを町内に設置される方
- ② 補助金交付決定後に雨水貯留タンクを購入し、令和6年3月10日までに設置完了される方
- ③ 町が定めた要綱基準に沿って設置される方

■ 補助額

雨水貯留タンク購入費の2分の1以内
（上限3万円）

■ 申込方法

- ・ 申請書を建設課に提出してください。
- ・ 申請書は建設課で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。

■ 受付期間

令和5年4月3日（月）から

※先着順。申請が予算額に達した時点で終了します。

令和5年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

問 税務課 固定資産税係 ☎92-7918

令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

縦覧とは、固定資産税の納税者が、自己の所有する固定資産（土地、家屋）と他の固定資産を比較することで、価格（評価額）が適正であるか確認するための制度です。

▽縦覧日時 4月3日（月）～5月31日（水） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

▽縦覧場所 税務課 固定資産税係（役場1階）

▽必要書類 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※代理人が縦覧する場合は委任状（法人の場合は、法人印又は代表者の職印が押された委任状）が必要です。

まちづくり活動を支援します

令和5年度まちづくり基金支援団体を募集しています

申問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

町では、まちづくり活動を行う団体を支援するため、補助金を交付しています。令和4年度は、14団体を支援しました。令和5年度の支援団体を募集しています。

▽対象となる団体

町民や地域コミュニティ組織又は町民活動団体で、5人以上の会員を有し、まちづくり活動する又は活動を開始しようとする団体。

▽対象となる事業

町内で自主的、継続的に行うまちづくりのための非営利活動で、地域課題の解決など、住みよいまちづくりのために行う事業や、地域の特色を生かしたまちづくりのために行う事業。

▽補助の概要

◆スタートアップ支援

・1団体に対して上限20万円を、3年を限度とし、自立に向けた活動を支援をします。

◆ステップアップ支援（特例）

・補助期間3年間のスタートアップ支援終了後の自立している団体において、他のまちづくり組織と連携し「事業に新たな取組みを加える」と共に「町全体へ活動の広がりがある」事業で、スタートアップ支援活用の3年間から、さらにまちづくり活動の発展に繋がっていく事業に対して上限10万円を3年を限度とし支援します。

◆まちづくり計画団体活動支援

・まちづくり基本条例に規定するまちづくり計画に基づく事業で、まちづくり計画を3年ごとに見直しを実施する団体に、30万円を限度として計画の期間支援します。

▽募集締切

4月10日（月）まで

▽応募方法

必要書類（申込書、事業計画書、団体の規約又は定款、団体の役員名簿及び会員名簿、活動内容の説明書類）をまちづくり課まで提出してください。申請書等はまちづくり課で配布するほか、基山町ホームページからダウンロードできます。

▽選考方法

応募者による事業内容のプレゼンテーションと提出書類の内容により審査します。プレゼンテーションの日程は、4月下旬を予定しています。

▽審査項目

審査委員会において、主体的な活動、公益性、継続性、事業費の妥当性などをポイントに、支援する団体を決定します。

きざん

■ 基山山頂に自生する希少植物

オキナグサ見学会を開催します

県内に唯一、基山山頂に自生するオキナグサが見頃になっています。次のとおり見学会を開催しますので皆様のご参加をお待ちしております。

■日時 4月15日（土）

▶受付 午前9時～10時

▶見学会 1回目：午前9時30分出発 2回目：午前10時出発 終了：午前11時（予定）

■集合場所 基山草スキー場前の駐車場

■定員 30名（先着順）

■申込み方法 住所・氏名・連絡先を電話、メール又はまちづくり課窓口（役場2階：土・日曜、祝日を除く）にてお申し込みください。

■申込締切 4月13日（木）まで

※当日は午前11時から山頂にて、きざんオキナグサ保存会の総会を開催します。



申問 まちづくり課 環境対策室 生活環境係 ☎92-7941 ☎92-0741 ✉kankyo-2@town.kiyama.lg.jp

チケットを販売します！

■ 宝くじふるさとワクワク劇場 開催！



基山町では、「宝くじふるさとワクワク劇場」を開催します。

第1部は、ベテラン落語家&ベテラン漫才及び若手漫才数名による、「お笑いオンステージ」！

第2部は、プロの喜劇役者と一般出場者公開オーディション合格者が演じる「ほのぼのコメディ劇場」！

観覧をご希望の方は、次の要領でお申し込みください。

開催について

▼日時 令和5年7月8日(土)

開場：午後1時 開演：午後2時

▼出演者

第1部「お笑いオンステージ」

林家 正蔵

林家 三平 他



第2部「ほのぼのコメディ劇場」

吉本新喜劇メンバー

オーディション合格者

※オーディションは、令和5年6月10日(土) 町民会館小ホールで行います。詳細については、広報きやま4月15日号及び基山町ホームページにてお知らせします。

チケットについて

▼料金 一般 2,000円(当日2,500円)

※3歳以上有料

※3歳未満は入場可能ですが、膝の上でのご観覧をお願いしております。また、親子室は使用できません。

※入場料金は、宝くじの助成により特別料金になっています。

チケットの販売について (※全席指定)

▼開始日時 令和5年5月12日(金)

午前9時～午後5時 (一人5枚まで)

▼場所 基山町民会館2階 小ホール(☎92-1211)

▼令和5年5月13日(土)以降

町民会館事務所内で午前9時～午後7時まで販売します。

※インターネット等での入場チケットの売買は固くお断りします。転売を目的としたお申込みであると判明した場合は購入対象外とします。また、売買が確認された場合は入場をお断りします。

※インターネット売買サイトやSNS等において、入場整理券の偽造および架空取引に伴うトラブルが発生しておりますので、くれぐれもご注意ください。

※当日券がない場合もございます。ご了承ください。

※都合により出演者の変更や公演を中止する場合があります。中止の場合、他の公演への振替はありません。

申 問 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935



男女共同参画通信

問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

「アンペイドワーク」について知ろう

アンペイドワークとは？

市場経済の外で行われる無償労働のことで、おもに家事・育児・介護などを指し、似たような言葉として、シャドウワーク(影の労働)が挙げられます。

現代においては、「対価として賃金を貰う家庭外での仕事(ペイドワーク)」に重きがおかれていますが、賃金が発生してなくても、家事や育児がペイドワークと同じように大変な労力をつかう「仕事」であることには変わりはありません。

アンペイドワークは、生活を円滑にまわしたり命を守ったりするうえで欠かせない営みであり、生きている限り際限なく続いていくものとなります。わたしたち皆にかかわることだからこそ、いま家事育児を担っている人だけに責任を押し付けたり、個々の問題として片づけたりしてはいけません。



アンペイドワークについて考える

アンペイドワークは、女性が担うことが多いとされています。

「外で働くのが偉い」「家庭での仕事をするほうが大変だ」というように、どちらが優れているかを競うことに意味はありません。二項対立の構図をつくるのではなく、「見えない労働の重要性をあらためて考える」「どうしたら良い方向に持っていかれるかを皆で考える」ことこそが重要となります。

アンペイドワークを考えることはジェンダー問題の解決にも繋がることとなります。